

埼玉DMA T設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の災害現場で救命処置等を行う災害派遣医療チーム「埼玉DMA T (Disaster Medical Assistance Team)」(以下「埼玉DMA T」という。)の設置並びに編成及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2 指定病院

- (1) 埼玉県知事(以下「知事」という。)は、埼玉DMA Tの設置並びに編成及び運営につき、協力を申し出た埼玉県の災害拠点病院を埼玉DMA T指定病院(以下、「指定病院」という。)として指定する。
- (2) 知事は、県と指定病院との間で埼玉DMA Tの設置並びに編成及び運営に関する協定を締結する。
- (3) 知事は、前項による指定をしたときは、指定病院に対して別記様式第1号による指定証を交付する。
- (4) 指定病院の長は指定から5年ごとに「日本DMA T活動要領」Ⅲ2の指定更新要件の状況を様式1-2により知事に報告する。なお、提出については、指定の有効期間が満了する2カ月前までに行うものとする。
- (5) 知事は(4)の報告が適正と認められ場合は指定を更新する。

第3 編成

- (1) 埼玉DMA Tは、指定病院の職員をもって編成する。
- (2) 埼玉DMA Tは、1チーム医師1名、看護師2名及び業務調整員1名等の隊員で構成することを基準とする。

第4 リーダー及び統括

- (1) 埼玉DMA Tの各チームにリーダーをおく。
- (2) リーダーは、チームの医療活動を統括する。
- (3) 埼玉DMA Tに統括を1名おく。
- (4) 統括は、複数のDMA Tが派遣要請されるような大規模災害等の現場において、各リーダー及び現地救護指揮本部等との連携を図り、埼玉DMA Tの医療活動全体を統括する。

第5 隊員登録

- (1) 知事は、指定病院の長から隊員候補として推薦を受けた災害派遣医療チーム研修修了者に対して、別に定める知事が指定する研修を受講させる。
- (2) 知事は、前号に定める研修を修了した者を別記様式第2号により隊員として登録する。
- (3) 知事は、隊員に対し、別記様式第3号に定める登録証を交付する。
- (4) 隊員は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、指定病院の長を経て別記様式第4号により、知事に対して変更申請を行う。
- (5) 登録証の有効期間は、発行した日の属する年度を含めた5年度間とする。
- (6) 登録証の有効期間満了に伴う更新手続は、登録者及び指定病院の長からの更新申請に基づき、新規登録の手続きに準じる。

第6 准隊員

- (1) 指定病院の長は、次に定める、災害派遣医療チーム研修と同等の研修を修了

- した者を准隊員候補として知事に推薦することができる。
- (2) 埼玉県独自DMA T養成研修については、災害派遣医療チーム研修と同等の研修とする。
 - (3) 知事は、准隊員候補について、平時からの救急事案への対応実績等を考慮し、准隊員登録を行う。
 - (4) 他の都道府県が行う独自DMA T養成研修については、原則として災害派遣医療チーム研修と同等の研修とみなす。ただし、埼玉DMA T准隊員として活動するため、県が指定する研修を受講するものとする。
 - (5) 准隊員は、県内における救急事案に従事する。
 - (6) 准隊員の登録並びに登録証の交付手続きは、隊員登録の手続きに準じる。

第7 出動基準

埼玉DMA Tの出動基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害又は事故により、2名以上の死者を含む30名以上の傷病者が発生すると見込まれる場合
- (2) 埼玉DMA Tが出動し対応することが効果的であると認められる場合

第8 出 動

- (1) 知事は、出動基準に照らし、埼玉DMA Tの出動が必要と認められるときは、指定病院の長に対して埼玉DMA Tの出動を要請する。
- (2) 指定病院の長は、知事から出動要請を受けたときは、埼玉DMA Tを出動させる。
- (3) 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に埼玉DMA Tを派遣した場合は、速やかに知事に別記様式第5号により報告し、その承認を得るものとする。
- (4) 県内の消防本部(局)の長は、被災者の生命、身体等に重大な影響を及ぼすと判断される場合には直接、埼玉DMA T指定病院の長に対して埼玉DMA Tの出動を要請することができる。この場合、消防本部(局)の長は、速やかに知事に別記様式第6号により報告し、その承認を得るものとする。
- (5) (3)及び(4)の規定により知事が承認した埼玉DMA Tの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。
- (6) 現場での活動が終了した後、出動した埼玉DMA Tは、指定病院の長を通じて、別記様式第7号により活動記録を知事に報告する。

第9 活動内容

埼玉DMA Tの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- (3) 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- (4) 他の医療従事者に対する医療支援
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置

第10 装備機材

- (1) 現場に携行する医療資器材、ユニフォーム等の装備品は、県が整備する。
- (2) 装備品の内容及び管理については、別に定める。

第11 補 償

埼玉DMA Tの医療救護活動に伴う事故に対応するため、県は、隊員の傷害保険等に加入する。

第12 協 議

この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の長が協議の上、決定する。

第13 日本赤十字社埼玉県支部との協働

(1) 日本赤十字社埼玉県支部が設置する病院の救護班は、本要綱における埼玉DMATと協働して活動するものとする。

(2) 前項の規定による協働の内容は、知事と日本赤十字社埼玉県支部が協議の上、決定するものとする。

附則

この要綱は平成18年6月12日から施行し、平成18年7月10日から適用する。

附則

一部改正

この要綱は平成19年10月11日から適用する。

附則

一部改正

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月31日までに埼玉DMAT指定病院の指定を受けている病院にあっては、平成30年3月末日をもって有効期間を満了するものとみなし報告を行うこととし、平成25年4月1日以降に埼玉DMAT指定病院の指定を受けた病院にあっては、指定日を起点日として5年ごとに報告を行うこととする。

附則

一部改正

この要綱は平成28年5月20日から適用する。

附則

一部改正

この要綱は令和2年1月10日から適用する。